○関東地方整備局告示第百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年関東地方整備局告示第三百五十六号青梅都市計画道路事業三・四・一号多摩川南岸線

三　事業施行期間　自平成二十五年八月八日至令和十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第四百九十号東京都市計画道路事業補助線街路第百二十号線

三　事業施行期間　自平成十七年十一月二十八日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年関東地方整備局告示第九十二号東京都市計画道路事業補助線街路第百二十号線

三　事業施行期間　自平成二十六年三月二十四日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十七年関東地方整備局告示第三十五号東京都市計画道路事業補助線街路第八十六号線

三　事業施行期間　自平成二十七年二月六日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第千三百九号東京都市計画道路事業幹線街路放射第二十三号線

三　事業施行期間　自平成三年六月二十八日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第千四百三十一号東京都市計画道路事業補助線街路第二十八号線

三　事業施行期間　自平成十年七月十日至令和十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第千四百三十四号西東京都市計画道路事業三・四・十二号東町線及び三・四・十六号東伏見保谷線

三　事業施行期間　自平成十年七月十日至令和十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年関東地方整備局告示第九十四号東京都市計画道路事業補助線街路第二十九号線

三　事業施行期間　自平成二十六年三月二十四日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし